

大阪市告示第547号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課における大阪市商店街振興ふるさと寄附金の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したことを、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月11日

大阪市長 横山英幸

1 委託期間

令和6年4月1日から契約終了日まで

2 委託先

株式会社さとふる

代表取締役社長 藤井 宏明

（経済戦略局産業振興部産業振興課）